

●年●月●日

[] 投資事業有限責任組合に係るサイドレター

[] 投資事業有限責任組合（以下「本組合」という。）の無限責任組合員である

[]（以下「甲」という。）及び本組合の有限責任組合員である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「乙」という。）は、甲が無限責任組合員として運営する本組合に係る●年●月●日付投資事業有限責任組合契約（その後の変更を含む。以下「本組合契約」という。）につき、●年●月●日（以下「本締結日」という。）付で以下の通り合意する（本書を、以下「本サイドレター」という。）。なお、本サイドレターにおいて、定義されずに用いられている用語は、本組合契約において定義された意味を有するものとする。

第1条（本組合の事業に関する報告・協議）

1. 甲は、毎事業年度の各四半期終了後、本組合の事業（事業の進捗状況、実行団体の状況、事業運営上の課題及び社会的インパクト評価の状況等を含む。）に関して乙に対して報告を行い、必要に応じて乙との間で協議を行うものとする。なお、甲は、本条に基づく協議の内容に拘束されるものではない。
2. 甲は、毎事業年度終了後 [] 営業日以内に、本組合の運営及び組合財産の運用状況、投資先事業者の事業の状況及び社会的インパクト評価の結果その他甲において乙に報告すべきと判断した事項について、甲乙が別途協議の上決定する方法による運用報告会及び社会的インパクト評価報告会を実施するものとする。但し、甲は、本項に定める報告会を、本組合契約第 16 条に定める組合員集会の開催をもって代えられるものとし、当該組合員集会の開催で不足する事項がある場合には、乙は、甲に対し追加の報告を求めることができるものとする。
3. 甲は、本組合契約に基づく無限責任組合員としての義務を履行するために、適用法令等に基づき、許可、認可、承認、届出、報告その他の手続（以下「許認可等」という。）を実施した場合において、許認可等の無効事由若しくは取消事由、許認可等に関連する法令違反、又はその他の許認可等に関連する支障等が発生した場合、速やかに乙に報告するものとする。
4. 甲は、本組合による投資対象となる投資先事業者を選定した場合、遅くとも投資委員会による[決議前/決議後●日以内]に、当該投資先事業者についての社会的インパクト設計シート（甲及び乙が別途合意する様式によるものとする。）を作成し、乙に送付するものとする。
5. 甲は、乙から要請があった場合、投資先事業者との間で締結した本組合契約第 21 条第 5 項に規定される投資契約又は株主間契約その他投資先事業者の株主としての権

利行使についての合意書を速やかに乙に開示するものとする。

6. 甲は、甲又は投資先事業者に次に掲げる事項が発生し、又はそのおそれが生じた場合、当該事情の発生又はそのおそれを知った後遅滞無く乙に報告するものとする。
 - ① 事業の休止又は廃止
 - ② 支払不能、支払停止、手形の不渡り、又は銀行取引停止処分
 - ③ 主務官庁による行政処分、解散命令その他これらに類するもの
 - ④ 事業の遂行上重要な契約等の終了
 - ⑤ 甲又は投資先事業者に対する買収、提携等の提案
 - ⑥ 法令等への違反又はそのおそれのある事実の発生
 - ⑦ 事業遂行上必要な許認可等に係る停止、取消しその他の処分
 - ⑧ 役員、関連当事者、株主、取引先等と反社会的勢力等との関係の存在に関する情報
 - ⑨ 訴訟その他の法的手続の被提起
 - ⑩ 有限責任組合員（JANPIA）による、資金分配団体としての選定の取消し、又は本組合の事業の全部若しくは一部の停止要求の対象となり得る事由又は事象の発生
 - ⑪ 甲とそのグループ会社、若しくは投資先事業者とそのグループ会社の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業、資産、負債又は将来の収益計画に重大な悪影響を及ぼす事由又は事象の発生
7. 甲は、(i)各投資先事業者に係る投資証券等の全部について処分等を行った場合には、当該処分等の実施日の翌月末までに、(ii)本組合の清算が終了した場合には、清算の終了後遅滞なく、それぞれ事業完了報告書を作成し、乙に送付するものとする。当該事業完了報告書には、(i)の場合は、当該投資先事業者の概要、当該投資先事業者に係る投資証券等の運用実績及び当該投資先事業者に係る社会的インパクト評価の結果を、(ii)の場合は、本組合の事業内容、組合財産の運用実績及び本組合に係る社会的インパクト評価の結果（各投資先事業者に係る社会的インパクト評価の結果を踏まえ、本組合としての社会的インパクト評価の結果を総合的に取りまとめたものをいう。）を、それぞれ含むものとする。

第1条の2（有限責任組合員（クラスB）に対する報告・情報提供）【乙が本組合に対して有限責任組合員（クラスB）として出資する場合に限る。】

1. 乙は、甲に対し、有限責任組合員（クラスB）としての出資（以下「クラスB出資」という。）に係る条件充足状況等を確認するため、次の各号に規定する事項について報告又は情報提供を要請することができるものとする。甲は、乙から要請があった場合には、各括弧書に掲げる時期までに、乙に対し、当該事項について

の報告又は情報提供を合理的な範囲で行うものとする。

- ① 各ポートフォリオ投資に係る案件概要（当該ポートフォリオ投資の対象となる事業者の概要を含む。）（遅くとも投資委員会による決議前[30]日以上前に）
 - ② 各ポートフォリオ投資の対象となる事業者についての社会的インパクト設計に関する事項（遅くとも投資委員会による決議前[30]日以上前に）
 - ③ 各ポートフォリオ投資におけるクラスB出資に係る条件の充足状況（対象とする社会課題領域の状況等を含む。）（乙からの要請があった場合、要請から[28]日以内に）
 - ④ 各ポートフォリオ投資の対象である投資先事業者の収支、雇用その他の経営状況（乙からの要請があった場合、要請から[28]日以内に）
 - ⑤ 組合財産の運用状況（各ポートフォリオ投資の財務リターンの状況等を含む。）（乙からの要請があった場合、要請から[28]日以内に）
 - ⑥ []
 - ⑦ 前各号に定めるもののほか、乙からの質問、問い合わせ、その他乙が合理的に要請する事項（乙からの要請があった場合、合理的期間内に）
2. 前項の定めにかかわらず、甲は、乙に対し、毎月[10]日までに、前月末日時点における本組合の事業の進捗状況について報告又は情報提供を行うものとする。

第2条（ガバナンス・コンプライアンス体制等の整備等）

1. 甲は、不正行為等、利益相反その他本組合の事業運営上のリスクを管理するため、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備として、本組合契約第22条の2第1項各号に掲げる措置に加え、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - ① ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程のうち乙が別途指定する規程の内容に変更があった場合は、乙に遅滞なく報告すること
 - ② 乙の内部通報制度を通じて、甲に係る通報があった場合に乙が甲に対して実施する必要な調査に協力すること
 - ③ 甲において整備された規程の運用状況について乙の実施する調査に協力すること
 - ④ 投資先事業者において不正があったことを認識した場合には、速やかに当該投資先事業者に対する調査を実施し、その調査結果を乙に報告すること
2. 甲は、[本組合契約第8条第3項に定める初回の出資履行を行うべき日/甲と乙が別途合意する日]までに、本組合契約第22条の2第1項第①号、第②号、第④号及び第⑤号に掲げる措置を講じなければならない。
3. 甲は、不正行為等の存在が合理的に認められた場合、当該不正行為等の内容及び本組合契約第22条の2第2項に基づく関係者に対する処分、再発防止策の策定等の措

置の内容を、乙に対して報告する。

4. 甲は、本組合の事業に関係する団体、役職員等がハラスメント、人権侵害、法律違反等があった場合、あるいは本組合の事業に関係する重要な書類の偽造、詐称等の疑義や事実が判明した場合には遅滞なく乙に報告するものとする。

第3条（シンボルマークの活用）

1. 甲は、本組合の事業を実施し、又は投資先事業者をして民間公益事業を実施させるにあたり、休眠預金等交付金に係る資金を活用して実施する事業であることを示すため、乙が指定するシンボルマーク（以下「本シンボルマーク」という。）を表示し又は投資先事業者をして表示させるものとする。
2. 甲は、本シンボルマークの使用にあたって、乙が作成し、乙の Web サイト上で公表するシンボルマーク利用の手引きに従うものとし、投資先事業者に対しても当該規程を遵守させるものとする。なお、当該規程に定めのない事項については、甲と投資先事業者との間で協議の上、決定するものとし、決定された内容については、当該決定後、速やかに乙に通知するものとする。

第4条（反社会的勢力等の排除に関する協力）

乙は、甲が本組合契約第51条第5項に基づき投資先事業者にかかる反社会的勢力への該当性について警察への照会による確認を行う場合、甲からの要請に基づいて合理的な範囲内で甲に協力するものとする。

第5条（休眠預金等活用法に基づく公募手続への参加）

甲は、本組合が資金分配団体としての選定を取消された場合には、その取消の日から3年間、乙が行う休眠預金等活用法に基づく公募手続に申請することができないことを確認する。

第6条（投資証券等の評価）

甲は、乙からの要請があった場合には、本組合契約第23条第4項に定める評価に加えて、本組合が保有する投資証券等について、平成10年5月通商産業省「投資事業組合の運営方法に関する研究会報告書」資料6「有限責任組合における、有価証券への評価基準モデル」（太田昭和監査法人作成）に準拠した評価を実施し、乙にその結果を報告するものとする。

第7条（準拠法及び合意管轄）

1. 本サイドレターは、日本法に準拠し、日本法に従い解釈されるものとする。
2. 本サイドレターに基づき又は本サイドレターに関して生ずる全ての紛争は、東京地

方裁判所の専属的合意管轄に属するものとする。

(以下余白)

上記合意の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、原本をそれぞれ保有する。

●年●月●日

「甲」：

「乙」：